

定により決定された基本計画に」の下に「、東海北陸自動車道に係るものについては、東海北陸自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に」を加え、同条第三項中「、第三号又は第四号」を「又は第三号から第五号まで」に改める。
3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表の国土開発総貫自動車道建設審議会の項中「及び関越自動車道建設法（昭和三十八年法律第二百五十八号）」を「関越自動車道建設法（昭和三十八年法律第二百五十八号）及び東海北陸自動車道建設法（昭和三十九年法律第二百五十八号）」に改める。
理由
東海地方と北陸地方との交通の迅速化を図り、相互間の産業経済等の関係を一層緊密にし、かつ、関係地域の開発を強力に推進するため、これら地域を通ずる幹線自動車道として東海北陸自動車道を建設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

思うに、近年来、わが国産業經濟の驚異的發展に伴いまして、自動車交通の需要は飛躍的な増大を來たし、また、地域格差是正のための適正な産業分散体制確立の要請等に対処して、全國的視野に立った幹線的道路網の整備拡充をはかることは、刻下喫緊の急務として、重大な政治的課題となつてまいりました。特に、今後のおびただしい急進展を予想せられる經濟、社会諸情勢の趨向にかんがみまして、高速自動車道の緊要性は年とともに著しく高まつてゐるのであります。

すなわち、さきに昭和三十二年高速自動車国道法及び国土開発総貫自動車道建設法が相前後して制定せられ、次いで昭和三十五年には、東海道幹線自動車国道建設法の成立、さらによつた、昭和三十八年には、関越自動車道建設法の制定を見るに至り、これらの各路線については、すでにそれぞれの調査が進められておりますが、なかんずく中央道、東海道については、いまや一部着工の運びとなり、さらに名神高速道路のごときは、昭和四十年度全線完成を目指して、現在すでにその大半が供用を開始するに至っております。

しかるに東北地方は、国土の胴基幹となるべき交通施設の見るべきものなく、表裏一体的經濟の交流に重大な支障を來たしている実情であります。なほまた、一部にはいわゆる積雪寒冷地帶をかかえて、冬季交通確保に著しい難渋を來たしておるのであります。

要に迫られております。

したがつて、この際、両地域を結ぶ産業開発の大動脈としてすみやかに高速自動車道の建設を促進する必要があり、関係地域住民もまたつとにこれをお望いだしております。

われわれは、叙上の見地に立つて、今後の経済発展上、本地方の持つ地位的重要性にかんがみ、かつまた、戦後な地域的要請にこたえまして、本道整備の早急な実現を期するため、特に本法案を提出することといたしたのであります。これが本法案提出の趣旨でありますが、次に本法案の要旨についてせん干の御説明を申し上げます。

第一は、本法案の目的についてであります。さきに申しましたように、東海地方と北陸地方との交通の迅速化をはかり、産業・経済等の関係を一そろ緊密にし、かつ、関係地域の開発を努力に推進するために、高速交通の用を供する幹線自動車道をすみやかに建設することといたしまして、これにより、産業基盤の強化に資するとともに、広く国民経済の発展に寄与せんとするものであります。

第二は、本自動車道の予定路線についてであります。本路線は起点を一宮市、終点を瀬波市付近とし、主たる経過地を開市付近及び岐阜県大野郡荘川村付近とするものであります。この基準に基づき、政府は別に法律案を作成し、すみやかに国会に提出しなければならないことにいたしております。

なお、本路線の指定については、国十理大臣は、国土開発総幹自動車道建設を行なうことといたしまして、内閣総

第三は、本路線の建設に關する基本計画についてであります。これが定に當たつても、内閣總理大臣は、上述の予定路線と同様の手續を經て、されを行なうこととしたしまして、さくに、この基本計画立案等のための基調査についても、所要の規定を設けております。

第四は、現行高速自動車国道法の一部改正を行ないまして、同法に準拠する本自動車道の整備計画を作成する等、所要の規定を設けることにいたしております。

以上が本法案の提案理由並びにその要旨であります。が、願わくば慎重御議の上、すみやかに御可決賜わらんことを切にお願いする次第であります。

○丹羽委員長 以上で、趣旨説明はわりました。

○丹羽委員長 本案に対しましては別に質疑もないようであります。

この際、政府から御発言があればこれを許します。鶴田政務次官。

○鶴田政府委員 本法案の趣旨を十分尊重いたしまして、新五六年道路画作成に対しましては、特に考慮しまして、この目的達成のために努力する次第でござります。

東海北陸自動車道建設法案に賛成諸君の起立を求めます。

○丹羽委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。
ただいま議決いたしました本案については、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。
○丹羽委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。
〔報告書は附録に掲載〕

○八巻政府委員 この工業団地造成事業の施行主体といたしまして、住宅公園及び地方公共団体以外の、現在宅地造成などが行なわれております。いわゆる民法上の法人で、地方の開発公社とかあるいは協会とか、こういうような名称で行なわれておりますものがござります。これらの協会あるいは開発公社といふ民法上の法人に対しても、施行主体としてはどうだろかといふ御意見を承るわけでござります。この法案の作成過程におきましても、地元におきまして、そうした御希望もございました。それによりまして、地方におきましても、自治省あるいは大蔵省方面とも折衝して、いたわけでござりますが、こうした民法上の法人に対して、収用権という強権を認めるということにつきましては、まだその性格が十分でないというような意味もござりまするし、また、かたがた自治省といつしましても、これらの民法上の法人といふものを、地方自治法のレールに乗せて、もう少し住民の意思を反映する、あるいは議会の監督の目が届くといふような形のものにだんだんいたしまりたい。もちろん現在の自治法上の事業団といふものもございます。しかしながら、これは二つ以上の公共団体、市町村、あるいは二つ以上の府県にまたがらないといふと事業団がつくらない、こういうようなことで、一つの公共団体だけでは事業団がつくれないというような欠点もござりますので、これらにつきましては、自治省としても、将来研究してみるということです、その研究を信頼いたしまして、今

回におきましては、これらの開発公社あるいは協会という民法上の法人を施行主体といたさなかつた、こういうことをござります。

○鶴田(賢)委員 これは整備本部の意見を聞いておるのでなしに、政府の意見見——これは繪理大臣の提案になつておりますので、政府の意見が適當で、いまの御答弁によりますと、自治省の御意見なんか出たのでありますか、そうでないのです。

それからもう一つは、私の質疑を誤解しておられる。私は一般の民法上の法人を称しておる公社、あるいはその他の社団を言うておるのではないのです。たとえば大阪府の実例のごとく、兵庫県の実例のごとく、それぞれ知事が主導いたしまして、そうして公金をもつて財源として、土地の造成に当たつておる。これらの公社のことをしておる株式会社その他の營利団体等の法人などをさしておるのではないのです。ありまして、なぜこれを入れないのか、その入れないということの理由はどこにあるのか。適格性がないのか。入れることがむしろ実情に適しないのか、こういうことでありますから、これは政府側の答弁を求めておるのであります。

○吉田(質)委員　政府は大阪府、兵庫県でそれぞれ知事が主管いたしまして公社を設立して、工業用地の造成をしておるという事実はこれはどういうふうにお考えになりますか。

○八巻政府委員　先ほど民法上の法人と申しまして、広く民法上の法人といふうな表現をいたしましたので、誤解もあつたと思いますが、現在の大坂府なり各府県でやつております開発協会あるいは開発公社といふものの性格は、法律上はあくまでも民法上の法人でございます。ただその出資が、大部分^(ア)地方公共団体が出資しておるとか、あるいは、その役員は地方公共団体の理事者が入つておるとかいうふうな実質的な構成からいって、地方公共団体がそれをコントロールしておる、マネージメントしておる、こういうことになつておるわけでございますが、法律上の性格としては、あくまでも民法上の社団法人であつたり、財団法人である、こういうことでござります。これらの社団法人なり財団法人に対して、問題は、工業団地造成事業をやる場合に、それに対し強制収用の力を持たせるかどうかということでございまして。これらの民法上の法人に対するのは、まだ自治法のレールに乗つていないので、公共性が十分でない。そういう意味から、まだそうして土地収用の強権力をを持たせるということは不十分である、こういうふうに考えております。したがつてこの開発法の上では、あくまでも住宅公団と公共団体だけにそらした収用権を持たせる、こういうたてまえにいたしたわけであります。

○吉田(實)委員 そうすると、府県ある市町村なりの公共団体に限定をされるわけですが、その場合、工業用地の造成に、たとえば府県や市が出資して、地方公務員の首脳部がその事業執行に当たり、もっぱら公益を目的としたその方面の作業をしておりますが、それらを排除することになるわけですか。

○八巻政府委員 この開発法上の工業団地造成事業は、あくまで公共団体と住宅公団がやる、こういうことでござります。ですから一般的に任意賃収で土地を求める、こういうような仕事は開発公社でおやりになるということもあり得るわけであります。

○吉田(實)委員 しかし、事業主体が、いざれにいたしましても、この収用の事業、収用の対象になる物件もしくは収用事業の適格性がありさえすれば、それは土地収用の適用があるのじゃありませんか。したがいまして、今までの段階におきましてそれを入れると、いうことは、どうもこの法律を行なう上において、むしろそのほうが事態即応の組織法といたしましてはそれは当然でなかつたか。なぜこれを排除するのであろうかといふことが私にはわからぬ。だからお尋ねしているわけでございます。あなたのおっしゃるところによると、主体がまだ地方公共団体でない、あるいは住宅公団でない、けれども事業そのものは収用法の認定事業になつておつて、それを排除してしまふ、こういうお考えなんですが、どうも首尾一貫しないと思うのだが……。

○八巻政府委員 一般民間人であつたり、またあるいは法人であつても、土地收用法上土地収用はできるじゃない

か、しかるにこの工業団地造成事業の場合には、どうして土地収用ができるのか。いかという御意見だらうと思うのであります。もちろん一般の特殊法人であるつまり私鉄の会社であるとか、あるいは電気会社であるとかいうものは、その目的のために一定の土地、鉄道用地などか、あるいはダム用地というものは土地収用できます。しかしながらこの場合は一つの大きな土地、三百ヘクタールとかあるいは百万坪とか、こういうまとまった団地を一括して収用してこう、こういう団地造成事業でございます。したがいまして、その収用の権限を持たせるものといたしましては、そういう私人にはやらせない、こういうことにいたしております。

○吉田(賢)委員 どうもこれははつきりいたしません。御答弁に対しましてはまだ欣然といたしません。私の質問に対しても明確に解明される答弁にならぬことは、まことに遺憾であります。

そこで、事業主体の地方公共団体の場合でありますと、これはたとえば工業団地が他の数カ行政区画にまたがるといふような場合には、これは複数の地方公共団体がその事業主体になることがあると思いますが、だからこれは単数、複数にかかわらず、この整備及び開発の法案の九条の二項で、この主体は単数、複数にかかわらず、これはその趣旨は含まれておる、こういうふうに理解していくですか。

○八巻政府委員 地方自治法上の地方公共団体というワク内で、それが単数でありましよう複数でありましよう

あるいはその上に工場を建てる、こういう資金につきましての手当でござりますが、まずそういう手当につきましては、この開発法の四十六条の一項で、そうした新設または増設で、この建設計画に適切であるといふものにつきましては、国は必要な資金のあつせんにつとめなければならないということが書いてございます。すなはちその意味は、国はそうした企業者に対して開発銀行の融資をあつせんする、あるいは中小企業金融公庫の資金をあつせんする、そういうふうな努力を払わなければならぬ、こういうことを規定しているわけでございます。

○吉田(賢)委員 そろそろすると「国は」というのは、この際、具体的にはどこをさすのですか。

○八巻政府委員 開発銀行あるいは中小企業金融公庫に対して、指導権ある

いは監督権を持つてゐる大蔵省という方面からやつてもらひます。そして、わがほうといたしましては、政府部内と

してこういう計画がどうしても必要である、または計画を樹立させるに必要であるといふので、大蔵省からそれを

の公庫に対しても必要である、または援助してやれ、こう言つて頼むわけです。

○吉田(賢)委員 個人の産業資金をい

まおつしやつた。たとえば日本開発銀行へ國があつせんするといふよ

う場合、そういうときに一体大蔵省が——現実には大蔵省の銀行局が知りませんけれども、一休そりあつせんといふようなことが現実にあり得ますか。過去においてあるのですか、現

か。それはどうです。

○鷲田(賢)委員 たゞいまの御質問でござりますけれども、この法律が施行されました後におきましての資金繰りにつきましては、たとえばその誘致せられますが、まことに工場のほうで、地方公共団体とタイアップいたしまして、地方公共団体のほうからお願いを申し上げると

ます。やはり先ほど局長の言われましたとおり、この法律の趣旨に従つて行なうという意味から、近畿圏のほうの働きかけによりましてお願いを申し上げ、そしてスムーズに資金繰りをやるといふのが現実ではないか、こ

う考へておられるのであります。

○吉田(賢)委員 お願いを申し上げて、資金繰りをするといふこと

で、目的を達するのだろうかどうか

うか。お願いを申し上げて、せつかくできずけれどもといえばそれまでなのかどうか、そういうことで、一体この資

金計画とか資金の構成とかいうものが全うできるのだろうかどうか。あるいは政府が資金についてあつせんすると

いふ条文にたよつておられるようだけれども、そういうようなことは、およそそれはほんの宣言した文句に終わるものではないだろうか。私は何もあなた

に特別の言質を得ようといふて質問しているのではないのです。ですから、現実具体的な、たとえば日本開発銀行の造成について、その他の計画事業に

が——現実には大蔵省の銀行局が知りませんけれども、日本開発銀行へ國があつせんするといふよ

う場合、そういうときに一体大蔵省が——現実には大蔵省の銀行局が知りませんけれども、日本開発銀

行が、この広域の、たとえば工業団地

の造成について、個人へ貸すといふことが、相

当見込みがあつて、あなたお考へに

なつてゐるのだろうかどうだらうか。

そこらについて、何か国はすべきだと

いう、抽象的な一種の義務づけだけ

で、これは事終われるほどの問題では

ありませんですから、非常に現実性を

ありますから、相当突っ込んだ方針の具体的な実施のかまえといふ

うことを伺つてみよのうです。これは

方針の具体的な実施のかまえといふ

ことの具体的な実施のかまえといふ

つの広域行政への発端といいたしまして、両期的なものであろうから、国が進んで一定の割合を持つ、そういうような構想には出なかつたのかどうか、

これをひとつ伺つておきたい。

○鴨田政府委員

ただいまの御質問でござりますけれども、ねらいは非常に

私けつこうと思いますけれども、現在

おきましては、まだそこまでいつてござりますけれども、ねらいは非常に

いたいと思います。

○吉田(賢)委員

そこで下つて、具体的に資金のあつせんの対象というよりも、金庫、公庫などであります。これは日本開発銀行に限るのではありませんが、こ

れは日本開発銀行に限るのではありませんが、こ

体の資金もないではありませんので、その他の資金を使うのかどうか。この二点はどういうふうにお考えですか。

○鴨田政府委員

ただいまの御質問の

業主体の考え方をございます。もちろん國があつせんすると申しましても、

事業主体の意を無視するわけにはま

りません。事業主体が特に開発銀行

とか、いろいろの國の三公庫もござい

ます。するし、その面のあつせんを願いたいとか、そういうふうな場合、あるい

は國といたしましても、そういうふう

な方面に、こういうふうなところへま

いりました。工場については格別な融通

方をやれといふうなことも言われる

のじやないか、こう実は考えるわけで

ござります。ですから、開発銀行に限

らないといふことはひとつお含みを願

いたいと思います。

さらに、財政投融資だけに限るかと

いうふうなお話でありますけれども、

もちろん開発銀行は財政投融資が入っ

ておりますし、他の公庫も財政投融

資が入つておるものもござります。

ですから、もちろん財政投融資ばか

りに限らずに、市中銀行のいわゆる強

力なものがありますならば、その方々

のあつせんもけつこうじやないか、

どもは、これはもつと広範囲に活用す

しましたたとえば日本開発銀行、中小企業金融公庫、国民金融公庫あるいは商工組合中央金庫とか輸出入銀行等、このようないわゆる銀行の業務の方針書です。

○鴨田政府委員

ただいまの御質問の

商工組合中央金庫とか輸出入銀行等、このようないわゆる銀行の業務の方針書です。

これは政府の許可を得ることに改定を要する面が生じてくるだろうと思つております。いま具体的に全部資料を持っておりませんけれども、私の浅い経験によりましても、相当改定を要するだろうと思うのですが、その辺

は、ひとつの責任を持って御検討になつて、そして業務の方針書の内容を、御

答弁に適合するように、改むるべき

のがあれば改めていくという努力はし

てもらわなければいけませんが、これ

はお約束できましようか。

○鴨田政府委員

私が知つております

る範囲内におきましては、ただいま吉

田委員の言われるような御心配は、現

行法によつてはなくて、現行法の運営

によつてできる、こう確信して御答弁

を申し上げた次第でござります。もち

ろん先ほどの御心配のような点が万一

ありますような場合にはおきましては、

これはまた検討しなければならぬの

じやないか、こういうふうに考えるわ

けでござります。

○吉田(賢)委員

この地方公共団体の

場合におきましては、地方財政との関

係において解決すべきものであるか、

導する財政計画によらずとも資金関係は用意ができる、そのようなふうにこ

れは理解したらしいのでしょうか。

○鴨田政府委員

地方自治財政の問題

は、先生も御承知のとおり、なかなか

むずかしい問題でございます。ただいま

現在御承知のとおり、地方公共団体

は、いろいろな面で個有事務をやりた

はつきりお答えすることにはあまりに

むずかしい過ぎるのじやないか。もちろ

ん、御質問のような点は、私がここで

は、いろいろな面で個有事務をやりた

はつきりお答えすることにはあまりに

むずかしい過ぎるのじやないか。もちろ

ん、御質問のような点は、私がここで

は、いろいろな面で個有事務をやりた

はつきりお答えすることにはあまりに

むずかしい過ぎるのじやないか。もちろ

ん、御質問のような点は、私がここで

は、いろいろな面で個有事務をやりた

はつきりお答えすることにはあまりに

むずかしい過ぎるのじやないか。もちろ

ん、御質問のような点は、私がここで

は、いろいろな面で個有事務をやりた

はつきりお答えすることにはあまりに

むずかしい過ぎるのじやないか。もちろ

ら、よほどの魅力がないと進んでやりません。知事さんが何ほいたけだかに

なって計画なさうとしても、関係市

町村の首長、自治体自身が乗つてきま

せんです。こういうこともありますする

ので、これらの関係のそれぞれ責任者、責任団体の間で意見が一致し、歩

調がそろうということではないと、計画が成り立ちません。審議会におきまし

ても、地方の意見がそれぞれ吸い上げられてくるのですから、これもそろう簡

単に同調しない。一番のガンは、やは

り財政の計画なり構造が地方に重大な

新しい負担となつていくところに

あるから、国は財政の許す限りでと

いうような抽象文句だけはいくまいと

思つ。やはり国といたしまして相当の手

当をいたしまして、事務の遂行に差し

つかれないよろしい手を打つていかなければ

ならない。やはり國のじやないか、こういうふ

うに、実は私は考えておる次第でござ

います。

○吉田(賢)委員

そういたしまして、現行法の運営

によつてできる、こう確信して御答弁

を申し上げた次第でござります。もち

ろん先ほどの御心配のような点が万一

ありますような場合にはおきましては、

これはまた検討しなければならぬの

じやないか、こういうふうに考えるわ

る、特に整備開発の事業といふものには、相当の資金を要します。したがいまして、あの事業をやるべきかといふことについて事業をやるべきかといふことについても、おそらく選択に迷うことがあるだろう。一方、この間、今月の六日、ころでしたか、瀬戸内の開発について、大臣以下みんな、あなたも行かれたのじやないかと思う。伝えられるところによりますと、経済圏の計画なるものが建設省のものとして発表されておりまして、数個の点が指摘されておりますが、これとの関係はどういうことになるのであろうか。それはそれとして、一本立てるのか。あるいは、そう建設省といたしましては、財政の負担の問題についてははどうお考えになつておるのであるか。第三としては、第一次産業の整備といふものを頭に置いておられるのかどうか。つまりあの経済圏の構想によりますと、一次産業も相当述べておられます。述べておられるのだが、しかしこのたびの近畿整備圏における開発の計画、整備計画には工業立地一本です。でありますから、この一次産業に触れておらない。この辺はどうなる。一次産業を軽視して開発になるのか。工業優先的な考え方方が支配するのかどうか。こういう点について、計画局は根本的にどういうお考えでおられるのか。これをひとつ述べておいてもらいたい。

いろいろと作業をいたしたのでございました。まず最初に、近畿圏整備本部の整備構想の計画と、瀬戸内開港構想との関係でございますが、瀬戸内海というものの立地条件を考えまして、現在の開発の過程におきましては、なお大きな文部省の影響を受けるわけでございます。しかししながらまた他方、西部につきましては、北九州市を中心とした京阪済圏の支配も受けておりますので、今後これら瀬戸内海の開港構想におきましては、これとの関連を見つつ、ある時点におきましては、産業の振興を見ました上で、自立経済もある程度可能にしていこうという構想でござります。また、そういう関係でございまして、やはり現段階におきましては、京阪地区の工業あるいは商業の開発に相当左右されますので、この京阪地区を中心とします近畿圏の整備といふものは非常に重大なものでござります。そこで、現在構想として一応述べておきますが、ここ数年あるいは十年程度の期間におきましては、瀬戸内海の地域の開発につきましては、そういうふうな面がござりますので、これらとの交通通信の連絡を十分に保ちながら、さらに地域内の開発をしていくということのために、積極的な努力を、と申しますのは、公共投資を行なう必要があるとういうふうに考えております。

以上に要する財源につきましては、ね
たるにいたしたいといふうに考へてし
まつて、その範囲を狭くすることもできる
ようになつております。しかしながら
、本部といたしましては、ただいま
計画策定の段階において、その一部を
〇八巻政府委員 近畿圏の範囲は、近
畿圏整備法の二条で、二府六県を一体
とした広域といふうに規定してあります。
たゞ、一定の区域を政令で定め
て、あるいはどの県は全然触れな
い、どこの県が触れる、そういう辺まで
で……。

○吉田(賢)委員 どうもわかつたよろ
くことによりまして、いわゆる産業開
拓の格差といふものを少なくしていく
うふうなことで、もちろんその計画
の根底には考慮されておるわけでござ
います。

以上でございます。

○吉田(賢)委員 どうもわかつたよろ
くことによります、あなたのほう
ほうにそれじや伺つてみますが、政務
次官、御答弁願えたらなおけつこうな
んだが、まず基本的に第一、いわゆる
近畿圏なるものは、福井、三重、滋賀、
京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、そ
の府県のうち政令で指定した区域は除
くということになつております。どう
からどこまで除くことになるのか、一
体政令においてはどうなつて いるの
か、その点についてひとつ明らかにし
ていただきたい。大体でよろしいです
から。あるいはどの県は全然触れな
い、どこの県が触れる、そういう辺まで
で……。

除外いたしまして近畿圏の範囲を初から狭くしてかかるという態度をしておりません。前回の委員会におきましては、ほかの法律との抵触の問題にして御質問がございました。たとえば、和歌山県は、四国開発法の中でも近畿圏整備法の二府六県と和歌山の部分について抵触しておる。また、和歌山県については、北陸地方開発促進におきまして、こちらの近畿圏整備のほうとダブつておる、こういうことはそれぞれ法律上合理的に解決しておられます。すなわち、四国開発法においての和歌山のダブりについては、われわれのほうの計画ができましたれば、そのときにおきまして、四国開発促進法のほうから和歌山県ははずれてしまうことになります。また福井につきましては、両方ダブつたままであります。ところが内閣総理大臣がなされた計画の調整を、内閣総理大臣がなされるということによって、やろうといふうに、法律的な手当でがしてござります。

○吉田(實)委員 様が必要があれば、近畿圏から除外する地域を設定し得るという趣旨には、法律はできておりません。書いてありません。だから、必らずの有無にかかわらず、これによるなれば、政令で一定の区域を除外区域として線を引くという趣旨が、これは文そのものの解釈から、そう出ます。から、政令もしくは近畿圏整備本部において、必要な有無を認定いたしまして、その上で線を引くというような章ではないと思うのです。だから次に伺いたいが、いま御答弁いただいような、そういう趣旨にこれを解していいのしようか。それならば、いよいよ述べになりました県、福井とか和山を除きまして、他の府県におきましては、除外区域は出ない、当該府県全地域は近畿圏なり、こういふうに判断し得ると思うのでござりますがどうですか。

いろいろに私どもは解説いたしております。しかしながら、私ども現在計画策定段階でございますから、少なくともこの二府六県を一体とした広域といふ一つのキャンバスに対して絵をかい、それを額ふちに入れるときに、それじゃとの部分を除いたほうがいいといふことが、ほかの地域との関連において出てくるかどうかという問題はございましょうけれども、少なくとも、私どもは与えられた二府六県を一体とした広域といふキャンバスに対して、全面的に絵をかいておる、こういうふうにあります。

さつき述べましたように、建設大臣以下建設省の首脳部の瀬戸内臨海各県知事等との会談による、新聞などには相当詳細なものが出ておるので。たとえば、根本構想などとして、基本的な方針とか、開発の方向とか、経済圏の設定とか、交通網の整備とか、観光とかいうようなものが、相当具体的なものが説明せられておる。だから、近畿圏におきましても、もうちょっと開発区域などもあるのではないかといふところにおいて、これは素案ですけれども、別に成案でもなければ何でもないだけれども、という程度でもいいと思うのです。もっと何か、どちらで線を引くのか。たとえば兵庫県でいうならば、但馬区域は全体として開発地域になるのか、そうでないのか、丹波区域はどう。京都関係においてどうなのか。たとえば日本海において、瀬戸内関係において、あるいは臨海関係、第一次産業殷盛な地域において、あるいは港湾、道路等のこの交通関係から見て、大体どの辺の線で引ける、姫路以西がどうであるとか、あるいはまた奈良においてはどの辺の線がどうとか、何か御説明のなにはありませんんでしようか。これはどんなものでしよう。もし同様であれば、いまの御答弁以上に出ないのでなら、御答弁要りませんでしけれども、どうでしよう。

あるというようなことを申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思います。ただ、考え方をいたしまして、先ほど申し上げましたように、おのずから落ちつくところへ落ちつく。すなわち、工業の発展と申しますが、阪神の両翼部工業でございますれば、阪神の両翼部の臨海地域といらものがそうちした地域ということになりますようし、また内陸型の工業を誘致するということになりますれば、東西を貫く道路の両側に、それを中心にして、そうちした開発地域が設定せられるでございましようし、その他いろいろな面から見て、それぞれの見方から開発地域といらものが設定されて、将来のビジョンが描かれる、こう思っております。ただし具体的にその全体のビジョンの中から、どうしたプログラムで逐次設定していくかということは、それこそその財政力等、実現の可能性というものと見合つてやらなければならぬわけでございまして、それにつきましては、十分地元の自主性と申しますが、審議会等の御意見も伺つて、そうしてきめています。

情であるとか、そういった各般の社会構成の要素につきましては、もう大体のところ、専門家の調査も、これはもう前からてきておると私は存じております。また、それのみならず、各衛星都市と申しますか、市におきましても、小さな市に至りまするまで、最近におきましては、相当な基本調査、社会的な都市基本調査ももうできております。そういうことになりますると、建設計画、進んで近郊整備区域の建設計画とかあるいは都市開発区域の建設計画、この作成の内容といったしまして、人口とか、産業とか、土地利用とか、住宅用地とか、道路とか、あるいは教育施設とか、用水とか、その他いろいろな施設関係、こういった方面が少なくともこの建設計画の要素として調査されなければならぬ、こういうことに法律では規定されておるようであります。そういたしますると、これはそんなにむづかしく考えなくても、みずから県ですから、みずからの麻ですか、みずから市ですから、それぞれ権威者、経験者を集めまして、すでにデータは責任を持つたものができますから、みずから市ですから、むしろそういうものを取り上げて、そして再検討をいたしまして、タイミングにこれを処理して、計画を立てていくおるわけです。でありますので、むしろそういうものを取り上げて、それをこの犠牲を甘受しているというのが現状なのです。でありますので、漫然と審議会のやうな審議にまつといふようなことでは、事態に即応して急速に応じられないといふよりも実は感じられますので、そういう面から見

ると、この建設設計画といらものは、最初に提出になる基本計画などもまだできておらず、それなりに資料は準備してある。こういふうで見ていいのじやないかと思う。それで、それなりにまかない配慮から、相当な経費と時間をかけて調査をやっております。これはもう御承知のとおりです。大阪府にいたって、大阪市にいたって、兵庫県にしても、神戸市にして、他の都市にしましても、みなやつております。これは私自身も資料を持っております。持つておりますが、それは大体において、法律にあがつておる要綱、大綱なるものはみな持つておると思うのですが、そういうものを見まして、それは大体において、法律にあがつておると思つたがんでんばらばらにならないよう、一つの型にはめて、調査させると、形にまとめて、二府六県が調査のしかけた。各府県とも、その方向で既存資料を整備するということは大体やつてます。これをいつております。現在、それらの資料につきましても、こぼとがございまして、そつた既存資料の整備に力を尽くしてます。それをある程度ならず、足らないところは再調査させることで、二府六県についての足並みのことを、さらに将来の見通しにつきましても、各府県では自分の県では

うなるであろう、あるいは自分の市、年先、十五年先の将来を見越してのジョンをそれぞれ持つております。しかししながら、それを全部寄せ集めましても、これは二府六県の全体の中から、ワクがはみ出てしまふ、あるいは重り合う、こういう問題もござります。で、二府六県の全体の産業なり人口のシェアというものが、全国においては、そういうものであるべきであろうといつて見通しをつけなければならぬ、そのワクの中で各府県の計画をおさめなればならない、そういうことで、将来の人口なり産業の規模、配分なりと見ものを、高度の立場から、われわれ自身が作業をいたしておるわけでございます。これらの作業は、現在そちらの問題であるとか、その他それのたワクづくりから、あるいは根幹にむかう施設の計画——道路であるとか、港湾であるとか、鉄軌道であるとか、水の問題であるとか、その他の問題であります。こうしたものがさしができましたとして、各府県から集まっておりますする計画を調整していく、彫りの深いところでは、確かに各府県の計画といふもののは非常にすぐれておるわけでありますので、そういう長所を取り入れて、幹合性のある計画をつくつてまいりたい、などいふふうに考えておるわけであります。

うござり、また緑のうすは白粉の水菴なしがれい采りのうとののならしレヒト

会教育等における文部省関係、あるいは学校教育、社会教育等における農林省関係、これらは整備本部とは直接の関係はないようありますけれども、法律を執行していくという面におきましては、当然これは深い配慮を持つていかなければ、事実上そこで多少の権限も行なうとする場合には摩擦が生じる、執行できないというような問題も生ずると思ひます。が、これらの横の連絡は、なお財政については大蔵省において、國が金融のあつせんをするについていろいろな話し合いもしなければならぬといふがごとく、他のそういう施設との関係においても、他の主管庁との関係も相当連絡整備はされていくということに、かまえはなるのでしょうか。

○古田(質)委員 それから、この事業の執行にあたりまして、今度は執行の段階ですが、たとえば整備計画に基づく事業は、あらゆる当該事業に関する法律に従つて行なうということに規定はなつておりますね。したがいまして、その法律に従うということになりますと、あるいは都市計画法もありましょ
うし、その他の事業法もありましょ
うし、あるいはまた道路、港湾等々における法律もいろいろとありますよ
うし、したがいまして、そこはその法律に従つていくというわけですが、その方針と、それから具体的に整備の計画、開発の計画とは、どちらが優先するというわけではないけれども、いずれもそれを調整しながらいく。その調整の役割は本部がとつていく。あるいはまた、それぞれ知事等が立案する際に、そのような面をあらかじめ調整して臨む。審議会でさらにあるいはかけ検討する。こういうふうな手続をして——お互にそれぞれと根拠法を持つておりますから、その根拠法との実施との関係は整備していく、こういうふうにこれは理解していくんで
しょうかね。

ういうことを確保していくわけですが、いまして、また今度提出いたしております開発法におきましても、その開発計画の中身におきましては、関係各省また地方公共団体とも十分連絡をとつて、そして計画がつくられるというところでございまして、その実施につきましては、それぞれ手足になる法律がござりますので、その法律によつてやる、こうしたことなどでございます。

○吉田(賢)委員 それから、この交通関係でありますと、交通の場合には、これはいわゆる建設計画の内容の大綱としては、法律には出ておりませんけれども、しかし空の交通の問題は、当然入ると思うのですが、これはそういうふうに解釈していいでしょうね。

○八巻政府委員 第八条に、産業基盤施設であるとか、あるいは「その他の施設で、広域性を有し、かつ、根幹となるべきものとして政令で定めるものに関する整備及び開発に関する計画」と書いてございまして、航空の問題につきましても、陸上、海上と同様に、この計画の内容をなしますが、こう考えております。

○吉田(賢)委員 それから、最近統発いたしております公害問題、これはことに水質の問題なんですが、工業団地が起りますと当然水質問題が起つてき、あるいは淡水漁業の問題となり、あるいは海に流れ海の漁業の被害問題が生じ、あるいはそれが飲用水の関係におきまして、生活衛生の問題の関連もあり、あるいはまたかんがい用水の場合におきまして、田畠の用水の被害等の問題が生じる等いたしますが、こういったことについては、やはり相当一連の高度の科学的な検討と、

そして具体的な対策を立てて、どこがそういう経費を負担するかということを今までやつていきませんと、これは解決しない問題であります。アメリカあたりにおきましては、ニューヨークあたりでは、ある会社がそういうことを一手に引き受け、そしてある企業、工場のそういう公害問題を検討して、診断して対策を立てるという会社ができておるようであります。わが国におきましては、どうも公害問題は、それはお前の責任だ、それは國のほうの責任だ、それは被害が起こつてからかってにするんだといふようなことで、いまなおこの問題については対策が立つておらぬ。ことにどんがその経費を負担すべきかといふようなことは非常に重大であつて、この時期を誤りましたならば、被害発生した上で問題が蔓延していく、こういうことになりますのですが、そこらの構想はあるかじめ何か考えておるのだろうかどうだろうか。これはひとつあなたのほうといふよりも、建設省として、こういう問題は一般論にもなりますので、当然計画局におきましては、建設省所管の各般の事業の公害問題、これは随伴して起こっておりますので、どういふふうな根本構想、具体的な対策があるのでらうか、これをひとつ述べておいてもらいたい。

○吉田(質)委員 いまの問題で、あなたからどうも私の希望する御答弁がいただけなかつたのであります。やはりこれは抜本的な対策を考えませんと、だんだんと深刻化してまいります。そして医学者の説明によりますと、相当悪質な病気にもなるということさえ説く人もござりますし、一体その責任はどこへ問うべきかといふことも被害者は感うのです。ですから、やはりこのような工業、特にこの工業団地の開発ということが大きくてクローズアップしておるのは、いま述べたこの法律案の骨子になつておりますので、当然随伴する公害問題、これはあらかじめ権威のある対策を立ておかなければならまい、こう思うのです。せっかく計画局もお立てになつて——ひとりいまの三法案だけの問題ではありません。これは建設省の諸般の事業に関連しますし、またいまの社会問題でもあるし、一般の建設、地方開発の問題にもなりますから、もつと根本的な対策があつてしかるべきだと思います。だから、公害防止法とか、あるいは公害に対する抜本的対策の何かの法律制度とか何かなければなるまい。ところによつていろいろあります。騒音防止に關する市条例をつくつてあるところもあります。損害賠償の訴訟が起つたり、いろいろありますけれども、やはり工業の団地をつくることによって、工業開発によつて生ずる公害といつもののはたいへん大きいのですから、もつと抜本的な対策が、建設省としてはもう出ておらなければいくまい、こう思

うのですが、ないのですか。いま研究の途上なんだろうか。どういうことなんですか。次官、どうです、その辺は。
○鴨田政府委員 ただいま計画局のほうからお答えしたとおりの状況でございまして、確かに吉田委員の言われますとおり、もちろん主管は建設省でありますけれども、非常に大きな問題でございまして、保健衛生の面から申しましても、あるいはまた経済の発展の面からいたしましても、大きな問題であります。これはひとつ何かの強力な手を打つていただきたい、こういろいろに考えておる次第であります。

○吉田(實)委員 この保全区域の指定の問題であります。これは、特に近畿圏の場合、その特殊性にからがみて、文化財などが主になるのでございましょうか。それとも、そうでない、たとえば特定の文化財に限らず、自然の天然資源などの保護というのも入るのであるらうか。これにつきまして、およそこの区域の指定といふものは、近畿整備の区域と都市開発区域とは、性格がよほど違った様相があると私は思いますが、これは大体予定された線があるのであらうか。たとえば奈良県における、有名な古都奈良市における古い伝統等も大きなものであります。その他地域にわたりましても、いわゆる文化財といふものが相当見られるのでございますが、この区域指定といふのは大きく線を引くよくなことになるのだろうか。たとえば姫路の有名な、今まできました国宝的なお城とか、あるいはまた但馬の、日本海における景勝の地であるとか、そういういた観光

○八 工政府委員 保全区域の内容とい
たしましては、この近畿圏整備法の中
でも三つのカテゴリーに分けてござい
ます。すなわち、文化財が集中してお
るというので文化財を中心としての、
それを保全するという意味での区域、
それから自然景観を保全する、こうい
う意味での区域、それからまたもう一
つは、都市がもやみに無秩序に発展し
ていくということで境界がわからなくな
ってしまって、農村部分と市街地部分
との調和のとれた一つの社会といふう
のをつくり出したい、こういう意味で
の緑地保全的な考え方での指定とい
う、三つの考え方を打ち出しておるとい
うございます。

そこでわれわれといたしましては、
指定にあたりましては、自然景観とい
うような面からいいますれば、相当規
模の大きい、自然公園法の対象地域で
あるとか、都市計画法における風致地
区の範囲であるとか、あるいは都市公
園法の公園区域であるとか、こういう形
ふうな相当幅の広いものを打ち出すで
あります、こう考えております。それか
らまた、文化財の保全にいたしまして
も、文化財が集合的に集まつておると
いうところを、集団的に相当広範囲に
保全するというふうな考え方立ちます
すれば、範囲は広く抑えなければなら
ないという問題がござります。また縦
地にいたしましても、くさび型に入れる
とか、あるいは目のように入れると
か、いろいろ手法がございますので、

これまたその用途に従つて、その形といふらなもののがきまつてまいるわけでござります。一番問題がございますのは、御指摘のとおり、確かに文化財というふらなものにつきまして、どういう範囲で保全区域を設定するかということですございます。たとえばそれを文化財といふらものをつかまえてきて、点として押えていくのか、あるいは、それがある程度集合して、それを面として押えていくのかということであらうと思います。私どもの考え方といいたしましては、法律の考え方と同じように、大体集団的に扱つていくといふことでいいのではないかと思つておりますけれども、だんだんと計画の策定段階におきまして、いろいろと御議論があることございましようし、私も計画策定の衝に当たる人々の考え方といふるものも、いろいろ考へておるに、やはり一つの点としてのその周辺といふものも、その区域として設定すべきだという議論が出るかもしけれません。その辺のところは、これから詰めさせていただきたい、こう思つております。

ような、それぞれ自然に発達したもの
がありますけれども、この際は広域行政
といたしまして、さつきもおっしゃるビ
ジョンからいたしまして、たゞそ
は学校地域を相当西に持っていくと
か、あるいは農業地域におきまして
も、特定した農業の地域を設定すると
か、この法案にはまだ出ておらぬわけ
ども、根本構想といたしましては、や
はりそういった意味におきまして、
保全区域は設定せられるのではないか
ろうか、こう思うのであります。が、こ
の点はどうですか。

○鶴田政府委員　ただいまの吉田委員
の御質問でございますが、そういうふ
うな考え方でいくことも行き方ではない
か、こういうふうに考え方をされます
また、ただいま次長の説明いたしま
たような線に従つて、この法律を施行
していくという行き方も行き方ではな
いか、こう考えますので、この問題につ
きましては、やはり審議会の意見を十分
尊重いたしましてやつていただきた
い、こういうふうに考えておる次第でござ
います。以上でございます。

○吉田(警)委員　大臣が見えましたか
ら、大臣にちよつと伺つてみたいのです
が、これは縮めくりとしてお伺
いしたいのです。なんだんと事務当局
から詳細なことを伺つたのであります
す。そこで、一つは、近畿圏の整備開
発の問題ですが、これは法律案として
あらわれておりますものは、工業団地
の造成といふことを大きく出しておる
のですね。いかにも工業団地とそれ
伴う住宅団地の計画が、これらの法律
の一一番大きな柱になつておるよう
に実感されるのです。しかしながら、ほん
とうの開発あるいはまた整備とかいう

ものは、それ以外の第一次産業、たとえばあなたが瀬戸内の会談で、事務のほうで言っておられたように、「一次産業の面を相當重視して、農業にいたしましても、相当調整をとつていく必要があるのではないだろうか。それから三次産業の場合も、流通過程におきましても相当整備して、かくして第二次産業の工業の発展、都市の建設といろものが近代的な要素を整備するようになるのじやないか。この間の調整について構想を持つておられるかどうかが一つ。

二点は、財政の問題です。特に地方財政は御承知のとおり赤字の事態になります。県も二十九ですか、赤字になつておられます。これはでこぼこの財政力であります。そこで国の大きな施策として、広域行政のビジョンとして、非常に重要な課題が出ておりますが、地方財政との関係で、国の財政の許す限りという範囲はわかりますけれども、相当具体的な財政の支援体制を積極的に国がとつていいのでないといふまいじやないだらうかと思ひますので、進んで国が一定の割合を負担するとかいうくらいまで構想を練つてかかることは、あなたのような果断な政治家の政策立案としまして、一番重要なボイントになるのではないだろうか。さもなければ、資本主義のこんな時代ですから、そんなもうかりもしないようなものに、絶だけかいたつて飛びついでいいかないといふうになります。そういうことをおそれます。したがいまして、これははせつかのことであるけれども、諸般の計画が数年あるいは十年もかかりはしないだらうかといふようなことを思いますので、こ

の一次産業と三次産業との調整の問題と、財政の基本的な計画の問題と、この二点につきまして、ひとつはつきりしておいていただきたい、こういうふうに思います。

つでも先にやつておかなければならぬことを先に準備しておこう、ということであることを御了解いただきたいと考えます。

そこで、そういうことをやるとすれば予算がかかるじゃないか、いまの地方財政ではこの負担は歴難じゃないか。私も同様に考えます。さればといつて、中央にそれに引き当てた予算がちゃんととつてあるわけではございません。中央の財政計画もしくは今後の三年、五年の将来につきましては、すでに御承知のとおりの状態でございまして、その中から、ぜひこういうものをやるからには何がしかのものを置かなければいけないじやないかと言つても、置ける状態にあるか置けない状態にあるかということは御承知のとおりであります。したがつて、それじや、ないのにこんなものをやつてもつまらぬじやないかということは、国家財政であるから、ないと言えはない、あると言えはある。どうしても必要だというもののならば、これは出すべきだと思ひます。しかしそうするためには、地方ではないのだ、地方は赤字だとおっしゃれば、またそれまでだと言つてしまえば、できることもできない。私はそうじやないと思う。中央も無理してればならぬものもある。私はよく考え出す。また地方におかれましても、從来やつておるものであつて、緩急の度合い等によつては振りかえて出さなければならぬものもある。金がない人が貯金ができるのです。金がない人が貯金ができる、金のある人がみんな飲んですつてしまつて、貯金ができないということもあるのです。それが自治体である場合、ないから、貧乏だからといつても、県会議員さんがよけい月給をとつ

ておる場合もある。市会議員さんをしておるといふ場合もある。あ
かないとかいのには議論にならない
思う。どれだけお互ひが、地方も
も一体化して、苦労して、無理し
その必要性を自覚して、でかし上
か。地方にそういう意欲があると
に、中央が怠慢で、それにこたえて
とができないというようなことは、
じてあつてはならぬ。これは私も切
の決意をしております。しかし、此
は貧乏だ、地方は赤字だ、それは
でかぶらなければいかぬ。とい
も、それは中央にだけかぶらせる事
は無理だという気持ちがいたしませ
で、御質問にさからうようになるも
しれませんが、この点はお互に幾
の立場におきまして、中央も地方も
大な問題を処理するといふムードで
こして、そうして所要の財政を生じ
すようにしていかなければならぬと
すようにしていかなければならぬと
だと私は考えております。

が何と
中央
地方
相当
断
た、基本計画が明らかにされておらな
いじやないか、だから基本計画が明ら
かにされておらない段階において、近
畿圏を料理していくとするところの
まな板やほうちようを出すといふこと
は不賛成だといふような意見も党内に
はござります。しかしながら、献立が
できたらすぐ調理にかかるように、
ひとつそういう諸般の法案だけは成立
させておいてもらいたいといふ御意見
もよくわかります。したがつて、結局
のところは、近畿圏全体にわたるところ
の均衡のある整備開発が行なわれる
かどうかという見通しについて、一部
には疑心暗鬼があるということとござ
います。したがつて、その問題は、結
局のところは、都市開発区域がどのよ
うにばらまかれるかということに尽き
るであろう。ところが最近、大臣が瀬
戸内の船上会議をおやりになつて、そ
の中で、第二山陽道をつくることが、
もう中國道をつくることよりも優先的
に行なわるべきだというふうな御意見
が新聞紙上に出、あるいはまた瀬戸内
の臨海地帯といふものは非常に高く評
価されているといふような御意見も述
べておられます。そういうことになつ
てしまりますと、また疑心暗鬼が出て
くる。結局は、やはり阪神を中心にして
た臨海工業地帯といふようなものが一
番高く評価され、それ中心の整備開発
が行なわれるんぢやないか、そして山
陰地域であるとか、あるいは内陸地域
といふようなところが後進地域として
残されていくのではないか、こういう
ふうな考え方方が出てくるわけであります。
そこで、特にこの機会に、市街地
都市開発区域といふものを、大体これ

は整備計画ができるところによつて、かかる問題であつて、いま大臣から、ああするんだこうするんだというふうなことはお答えになるべき性格のものではないといひ。しかしながら山陰地域にも、あるいは福井にも、あるいは滋賀県であるとかあるいは兵庫、京都の内陸地帯にも、都市開発区域といつものはある程度の規模においてつくるのかどうか、つくるのだといふうな構想をやはり明らかにしておいていただきますと、この問題についての誤解が一掃されると私は思います。その点についての整備長官としての御意見を承りておきたい。

だ、たとえば京都の奥地であるとか、
庫県の奥地だとかいうところはどうう
のだ、滋賀県はどうだ。これはすでに
この建設委員会で御了承願つております。
すとおり、さらにまた今後いろいろ御
協力をいただきたいと考えております
とおりに、私は全国の道路網を一応考
えております。これは道路法の審議會
にあたつてもいろいろ御説明申上げ
たことでございますが、これらによつて
て、何といつても一番開発の基盤に
なるものは道路の開設だと私は思ひ
ます。道路のないところに計画を立
てましたところがどうにもならぬ、こ
れが今日の現状だと思います。そ
で、私は近畿の場合には、優先的に二
番先に道路計画をまず御審議願わなけ
ればいかぬだらうと考えております。
それに間に合いませんので、その決定
を待つまでもなく、当面やらなければ
いかぬものということになりますと、
私もかねて裏日本、たとえば丹後のほ
うと中央を結ぶ道は一体どの道が一番
いいんだといふようなことを考えてみ
ますと、御承知のとおり、大阪から湘
田を回つて宝塚を回つて出ていく道が
ござります。もしくはその西側の仁川
の方面を回つていく道もございます。
いずれにしても、この平野を通つて出
てきませんことには、大阪には出でこ
られません。京都に出て、京都から
入つてくる道は、御承知のようなこと
でございまして、適當でない。そない
う意味合いから、私は先般まいりまし
た際にいろいろ地元ともよく相談をい
たしまして、そらして御承知の宝塚專
用道路というものがござります。この
専用道路を今度は指定をして、それを
二級国道に昇格をして、これを中心に

拡幅をして、これから尼崎から宝塚に直行いたす、こういたしますと、私はおそらく二十分くらいの時間が短縮になるのではないかと思ひます。そうしてこれを中心の道路にしまして、これから宝塚から山越え丘越えて、そして裏のほうにまいります道路とつなぐ波の奥地と阪神とを結ぶ最短距離になります。それによつて奥地の開発に相当寄与するんじゃないかということで、いわせつかく近畿地建の局長に、これら調査検討を命じております。こういふふうにして、奥地の開発については十分にこれを活用いたしませんことは、都市の住宅、宅地の価格を下げる——いま私は建設行政で一番大事なことは、皆さんからも常にお小言をちょうだいしておりますよだ、宅地の値段をどうして下げるかということだと思います。これは、住宅問題の解決も、宅地の値段をどう下げるかといふことによって究極はきまるかと思ひます。宅地の価格を下げるためには、いま申しますように、宅地として利用される範囲、半径を広げるということだ、道路を開設することだ、未利用の方を利用できるようになるとことだ、と考えておりますので、奥地のほうの開発——奥地といつても、いま現に奥地かもしれません、道路の開発さえ完全でありますれば、奥地が奥地でないということになると考へまして、そうして大阪一和歌山の道路上にいたしましても、全くいま利用されていない裏街道のほうに道路を新しくつくって、そらしてこれで第二阪和を持つて、そういうふうに考えておりますこと等も、いざれも、私はそういう意図にお

きまして、未開発地域を開発するように、道路政策の上においてやつていうと、いろいろと考へておられますので、これらの府県の当事者の諸君もしくは地元の御意見等も承りつつ、こういふ計画を進めることによって、私は全般的に開発が進んでいくことになるだらう、こう考へてやつておるわけでござります。

○岡本委員 道路の開発が、地域開発の一一番の先決問題であるということは、お説のとおりであります。そこで中国縦貫道路と第二山陽道路の問題でござりますけれども、中国の縦貫道路ですね。これはやはり開発的性格のものである。それから山陽のほうは、これは近畿開発地域の整備的性格のものであります。だから、そういうふうなものは、どちらが優先するとかいうふうな考え方方に立つべきでなくて、これは開発のほうは開発のほうとしてどんどん進める、同時にまた整備のほうもやはりあわせて行なわなければならぬ、こういうふうな考え方方に立たなければならぬ。ところが新聞紙で見ますと、整備的な性格のものを優先させるというふうなことが報道されておりますので、これは国土縦貫自動車道法ができる精神にも反しておりますし、それからまた、近畿圏整備計画といたして、こういうふうな、もし新聞報道のとおりのことを言われたとするならば、これはちよつと行き過ぎではないか、こういうふうな感しを私は持ちましたので、あえてきょうはこういふ

ことをお伺いいたすわけでございますが、ただいまの御答弁で、開発は開発としてやつていくんだ、だからそういうふうな意味において、私は中國の國土継貫道路といふものは、これはことに兵庫県の内陸地帯は非常に広いところの平野がござります。播州平野といふものは、非常に大きな穀倉地帯でもあるし、大きな平野でござりますから、こういうようなところの開発というものをあわせて進めていくなには、やはり山陽道以上の熱意を持つて計画を進めていただくようにお願いいたしておきたいと思います。

申し入れをしても、そういうふうな金がない。土地は上がるんです。五年先、十年先、あるいは二十年先になるかもわかりませんが、道路の敷地として買収する場合には、もう相当な値上がりをする。それからまた、値上がりするんだからいま買っておいたらどうだ、こういうふうなことを申したら、金がないから適当に利用しておいてくれ。だから鉄筋コンクリートのものは困るが、木造程度のものならいいでしよう。ところが、木造のものを建てれば、今度は建物に対する補償がまた要るわけです。結局は貧乏人の、何と言いますか、安物買いの銭失いと言いますか、あるいは、とにかくいま買っておかないとために、将来うんと補償費がたくさん要るというふうなことになるわけであります。それが、そういうふうなことが、全然その自治体でどうにもならないといふようなことであるということは、これは全く建設事業にとって大きなマイナス点であると思います。だから、こういうふうな面を、何か是正する方法を講じてもらわなければならぬと思います。

○岡田説明員 おっしゃいますような問題につきましては、特に先買い分の予算というのを、地方財政計画上にあります。あるいはまた、特別に財政措置として考えておるところまでには至っておりません。問題は、そういうふうなものも、あるといはまた、特別に財政措置として處理していくなり、資金繰りの問題であると思います。それをある程度、省のほうで応援できるものにつきましては、まだ研究の段階と申しますが、今後も、具体的に最終的に買収をしていくなり、という場合もあるらかと思います。これはまだ研究の段階と申しますが、今後も、検討の問題と思いますけれども、地方債計画の中で、地域開発事業債、これを前年度よりも予算を約八十億ばかり増額いたしまして、相当大幅に用意いたしております。その内容は、海岸等の埋め立て地造成であるとか、あるいは内陸地の方面につきましては、宅地造成というふうな問題につきましても考慮することになつております。実は起債、先行投資等もございますので、それらと見合いながら、できるだけのについては、おっしゃいますような問題についても、取り上げられるよう検討をしてみたい、かように考えております。

れ自身の運用面を制度的にも十分検討しながら、レールに乗せられるものは乗せながら、その乗せたものについてのことは、ただいま申し上げたよくなことで、できるだけ対処していくよろしく検討してまいりたいと思っております。

○岡本委員 そうすると、今度のこの法案の場合も、地域開発事業債でやつていうこゝ、こういうふうな考え方で、いまの近畿圏整備本部ではお考えになつていらつしやるのですか。

○八巻政府委員 開発地域に関する計画をきめまして、それを内閣総理大臣が承認いたします場合には、もちろん自治省等とも連絡いたしまして、その財源の裏づけ等について十分審議いたしまして、承認する、こういうわけでございますので、その財源の裏づけの先は、いまお話をございましたように、開発事業債といふようなものが対象になると思っております。

○岡田説明員 ちょっと補足して申上げたいと思いますけれども、地方開発事業債を立てました場合には、まだこの法案が出るところまでまいつてしましましたので、国の財務当局と申しますか、融資関係の当局との関係もござりますので、検討いたしたい、こういう気持ちでございますので、御了承願います。

○岡本委員 工業団地をつくる場合には事業債でやっていけますが、これから後、都市開発区域であるとか、あるいは整備区域がいろいろな事業をやつしていく場合に、いまのよう道路計画その他の場合に、持ち主が処分したい、そのときにその先買ひができるような財政的な手当がないと、みすみす二重投資になつてくるような例が、これから幾らも出てくるであろうと思

う。したがつて、こないとうちあなたが計画について、特別に何らかの、いろいろ先買ひができるよう、起債とか他の面で、予算的な措置ができるうに、これは建設大臣として、何か制度を設けていたくよろしくしていただきたいと思いますが、いかがでござりますか。

○河野国務大臣 御承知のように、都圏の場合におきましては、現に今年度の予算におきまして、東京周辺の郊市をつくる先買ひということで予算をつくるだいたしまして、それによつて実施することをやつておるわけでござります。したがつて、近畿圏の場合におきましても、そういう運びになりますれば、同様な措置をとるということにしたいと考えております。

○岡本委員 もう一つお尋ねいたしておきたいのは、保全区域に対する処理の問題でござります。御承知のように、文化財の保護であるとか、あるいは風致地区の維持には、ある程度の經費が必要になります。文化財については文化財保護法の經費があるじゃないかといいましても、これは、まことにズズムの涙ほどのものでござります。さらにもう一つ、文化財、重要文化財として指定されないが、しかしながら、その地域の風致に相当役立つておるような建造物なんかも相当あるわけです。だから、そういうふうな意味において、保全地域に指定され、その保全地域が保全地域としての面目を維持していくためには、ある程度の財政措置が必要でございます。それだけではなくて、保全地域に指定されるということは、これは後進性を強要されるということであると思ひます。その地域が近代化できない、こういうことになら

なるわけでありまして、最も端的な例は奈良県であると思うのです。奈良地のどまん中にあるわけです。だから、ああいうところは、住宅地域として、あるいは工業地域として、伸びれば幾らでも伸びる、いわゆる立地条件があるわけです。ところが、やはり薬師寺のそばに大きな近代的な工場が建ったのでは、これは風景をつぶしでござりますから、勢いああいうところは建物の制限が行なわれると思う。そういたしますと、そういうところの住民も、近くに自分たちが通勤できるような職場ができない。遠隔地へ通勤しなければならない、地域の発展もしないというようなことで、勢いその地域の住民の収入にマイナス面が出てまいります。それだけではなくて、その地域の自治体の固定資産税、事業税といった面でのマイナス面が出てくるわけです。だから、そういうふうなものがある程度補てんするような措置が講ぜられないことには、保全地域は保全地域として指定しつばなしということになります。それだけなしに、その地域の都市開発区域や近郊整備区域については何か特別の法律をつくるということで、ただいま審議中の二法案が出てまいつておるわけでございますが、保全地域については、何も特別の措置を講ずることを規定いたしていません。だから、これは当然何らかの措置を講ぜるべきである、こういうふうに思うのでございますが、大臣のお考えを承っておきたいと思いま

○河野国務大臣 ごもつとも御発言でございますが、何ぶんこれまで、たとえば緑地帯の指定をした、どういふ指定をした、という問題も、従来といえどもあるわけでござります。自由に家を建てていいところ、もしくは建設率を幾ら以上とらなければならぬといふことで、差別指定をしておる例はこれまであります。しかし、これまでもあるからこれは同様だというわけじゃないのでございまして、そういう問題もございますので、これらについても、将来の日本のあり方として、あわせて検討する必要があるといふふうに考へまして、それをいま私がここで、どうするという返事をいたすまでには至っておりません。御了承願います。

Digitized by srujanika@gmail.com

○丹羽委員長　西村闇一君。
○西村(闇)委員　今まで、問題点について、また法律論の立場から、各委員から質疑が統けられてまいりましたし、また、大臣及び政府委員等におかれましても、それぞれ熱心な答弁がございましたから、一応問題点の把握について、また政府当局の、近畿圏整備本部の考え方については、一応了承をいたしておるのでございますが、この機会に、長官に対しまして、三つの点について、お伺いをいたしたいと思うのでござります。現内閣の有力な閣僚陣の一人であられる、将来は総理にもおなりになる河野さんに對して、日本の国をどう料理していくか、国土をどのように建設していくかという大所高所からのお考えの中で、近畿圏の問題をどう取り上げておいでになるかといふところでござります。そういう立場から、三つの点をお伺いいたしたいと思うのでござります。

何にもならぬのでござりますから、そ
ういうことはどちらでもいい私は両
方とも意味があると思うのでございま
す。この近畿圏の問題につきまして
は、長官もしばしば述べておられます
ように、これは人口稠密な大阪中心の
ものではない。この人口稠密な地帯に
ついてこれをどうするかということを
考るるし、都市の整備の点についても
そういう見地から取り上げるが、同時に
に、近郊地域の奥地の開発についても
あわせ考えていくんだ、そういう都市
と近郊とのアンバランスをなくすること
と頭に置きながら、全体として、近
畿は一つだという見地から、すべての
問題を取り上げていくんだ、こういう
御見解でございまして、この点は私も
きわめて賛成するところでございます
が、そういう立場から考るまして、ま
た先ほどの御答弁の中にございました
ように、道路が中心だ、道路網を整備
拡充していくんだ、道路のつくところ
に、文化も経済も政治も、そこに大き
な発展をしていくんだ、まず道路だと
いうことで、五カ年計画をお立てにな
なっておられる。約五兆の予算の見通
しで五カ年計画をやっておられる。そ
ういうことをきわめて適切、妥当な考
え方であり、やり方だと思っておるの
であります。名神高速自動車道路がほ
とんど完成いたしまして、近畿の様相
は一変いたしました。確かに今まで
の感覚をもつて近畿を考えることとので
きないような状態になつております。
それに伴つて、政治のあり方も、大阪
府は大阪府、京都府は京都府、滋賀県
は滋賀県、兵庫県は兵庫県といふよう
な、各府県それぞれの立場だけでは政
治ができるない。もちろん地方自治体の

自主性と いうものを尊重していかなければならぬことは言うまでもございませんけれども、近畿は一体という見地に立つて、それぞれの自治体の自主性を尊重し合いながら、そこに高度な政治策を行なつていくというところに、近畿圈整備法のたてまえがあると思うのでござります。そのたてまえに立つて、今度の関係二法案が提出されておると思うのでございますが、先ほど、奥地の問題も、道路を中心として開発していくんだというおとこばがございました。また、長官がお述べになりましたおとこばの中に、首都圏の場合は目が一つだけれども、近畿圏の整備の場合においては目が幾つもあるといふようなことを言つておられるのでございまして、そういうところをどのよう調整していくか、均衡ある整備開発をどのように行なつていくかということが、地方のニードでもあります。が、またこれを整備しながら、大局的な見地から、国の責任ある地位にある政治家として当面考えていかなければならぬところであります。そういう立場から、一つの例といたしまして、私は、御承知のとおり滋賀県の選出でございますが、必ずしも滋賀県の立場だけを重点的に取り上げてお伺いをしておるのはございません。琵琶湖の水は滋賀県だけの水ではない。これはやはり日本の文化や経済の発展のために、また住民の福祉のために、天から与えられておるところのものでござります。私は滋賀県だけの立場に立つてものを言うつもりはないのをご存じます。が、また同時に、下流の大坂中心の立場に立つて、滋賀県の水を取り上げられるということがあります

すと、これはまた片手落ちのうらみがなきにしもあらずだと思うのでござります。近畿は一体といふ立場にて、一つの例として、私は申し上げておるのでございますが、この琵琶湖の水の問題をどのようにお考えになつておられるか。工業団地を考える場合、和歌山から堺に及ぶところの新しい工業団地には水が要る、また膨張しておるところの都市の人口をささえるために飲用水としての水が要る、そういう立場から琵琶湖の水が非常に重要な問題されるということは言うまでもございません。また治水の立場から申しましても、琵琶湖の水位をどこに抑えるかということはなかなかむずかしい問題で、下流と上流との利害が相反するといふような問題がしばしば起つてくるのでござりますが、こういう問題を大所高所から処理し解決をしていくのが政治の使命だと思うのでございます。こういう見地から、どのように琵琶湖の水を今後処理していくことが正しいとお考えになるか。この近畿整備の問題と関連をいたしまして、地域差のは正をはかつていくというたてまえから考えまして、たとえば琵琶湖の水の問題についてどのようにお考えになつておるか。また、水の問題を考える場合には、どうしたって水資源の保全涵養ということがなおざりにされることはできないと思うのでございます。ただ水だけとればいいというのではなくて、琵琶湖に注ぐところの各河川の上流にある水資源の涵養林の造林計画等の関係もございますが、こういふ点とも関連をいたしまして、地域差

○河野国務大臣 だんだん御意見を拝聴いたしまして、結論として琵琶湖の水についてどう考えるかということの御答弁を申し上げまして、他の点については、申し上げる必要があればまた申し上げることで、御了承願いたいと思います。

必要がありますから、いまここでとにかくに結論は申し上げかねますけれども、考え方としては、いま申し上げますように、ただ川を流れている水をそのまま使うということではない、これだけの大量の水を貯水して、この水を利用することになるのでございまますから、その点には違いがあるといふことが基本の考え方でなければなりませんまい、こう考えております。

西林(西) 裁量 お聞かせ下さい。すむかへ
それから、第二の問題よ、こちらの
す。 ついては、私もそこに大きな理がある
といふことは認めるものでございま
すが、しかし大体の大臣のお考え方方に
關することをきよろ避けたいと思いま
る、この問題については、さらに御質
問するといふことは認めます。

理事さんからもだいぶせかれておりまして、急ぎますが、保全区域の問題について、先ほど岡本委員からも御質疑があり、大臣の御答弁があつたのでございますが、私は、われわれ日本の国土が、これはやむを得ないことではあるかもしませんが、鉱工業の発達のために、その景観が著しく荒廃されておるということに対し、深い憂いを持つものでございます。今度の近畿整備法の中の保全区域の問題につきましても、文化財とともに、自然景観の保全ということが考えられておる。先ほど次長から三点についてのお話がございましたし、私もその趣旨はよくわかるのでございますが、しかし現実は、先ほどの民社の吉田さんの御質問にもありましたように、工場の汚水がきれいな澄み切った湖沼、日本の湖水や川水をどれだけ汚しておるか。私は先日北海道へまいりましたが、石狩川

が例の国策バルブの汚水のために、あの神居古潭というきれいなところがどろどろの水で、下流のかんがい用水にも影響を来たしておるし、もちろん昔サケがのぼってきたといふよくなこともなくなつております。諫訪湖へまいりますと、私ども学生時代に行つたときは澄み切つた水でございましたが、どうつと濁つた水になつておる。こういふことは……

○丹羽委員長 ちょっと西村君に申し上げます。お約束の時間がだいぶ経過いたしましたので、御質問の要点だけ簡単にお願いいたしまして、打ち切らねたいと思います。

○西村(闇)委員 一例として、そういう点を申し上げておるのでござりますが、そういうような点につきまして、私は大臣のお考えをこの際伺つておきたいと思うのです。こういうような点については、政治の面に携わるところのお互いとしては、やはり考えていいかなければならぬ。そうでないと、日本の国土は荒らされてしまふ。そういうことのために、青少年に及ぼす影響といふものは非常におそろしいものがあると思うのです。美しい自然にはぐくまれるところの青少年が、将来の日本を背負つていくといふ一面があるといふことは、大臣はよくおわかりになつていらっしゃると思うのでございまして、そういう点からも、近畿圏整備法の中にあるところのこの保全区域の問題につきましても、私の申し上げておるところの趣旨はおわかりいただけると思う。その点についての大蔵の御見解を承りたいと思います。

○河野国務大臣 先ほど来、岡本さんその他から、だんだんに保全区域の問

題について御意見を拝聴いたしました。私は、これは国全体として考えなければならぬ問題であつて、たまたま今回近畿圏の場合に、保全区域の指定をするということにいたしておりますが、大局的に考えれば、わが国全体の地域について保全しなければならぬ地域がある。これらにつきましても、建設大臣として考慮を払う必要があるといふ問題に当面すると思うのでござい

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立総員。よつて、
三案は原案のとおり可決いたしました。

○丹羽委員長 ただいま議決いたしました近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案に對し、附帯決議を付すべしとの動議が自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表して、瀬戸山三男君外二名から提出されております。瀬戸山三男君。

○西村（関）委員　いま大臣から非常に決意のあるところを伺いましたので、私は、きょうは第三問をやめまして、これで質問を終わります。

○丹羽委員長　三案にに対する質疑は他にありませんので、これにて質疑を終局するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丹羽委員長　御異議なしと認めました。

○瀬戸山委員 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案に対する附帯決議を、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案として、私から代表して申述べますから、御賛成を願います。

その趣旨説明を省略する意味において、案文を読み上げます。

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案に対する附帯決議(案)

○丹羽委員長 これより三案を討論に付するのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに、三案を一括して採決いたします。

政府は、本法の運営に当り、次の諸点について特段の考慮を払うべきである。

一、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二十九号）における近畿圏の区域の決定をはじめ、政令に委

ねられている事項の制定及び近郊整備区域、都市開発区域の指定を早急に行なうこと。

一、近畿圏区域内の総合的計画は、近畿圏区域内の全域にわたる均衡ある整備及び開発を図るものとし、その計画の基本方針並びに基本計画は、適切かつ明瞭なもので、早急に策定されなければならぬものとすること。

二、近畿圏区域内における都市の整備開発事業及び工業団地造成事業等を円滑に実施するため、その財源の裏付け確保に努め、地方債の増枠、金融のあつせん等について適切な措置を講ずること。

三、近郊整備区域、都市開発区域及び工業団地造成に関する計画並びに建設の実施に当つては、公害の防止対策について万全の措置を講じなければならないものとするること。

右決議する。

これは詳細に書いてありますから、書いてあるとおりでありますので、趣旨の説明を省略いたします。御賛成を願います。

○丹羽委員長 以上で趣旨説明は終わりました。

本動議につきまして、別に御発言もないようになりますから、直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立総員。よって、瀬戸山三男君外二名提出の動議のとおり、本案に対して附帯決議を付するこ

とに決定いたしました。

この際、政府から発言を認められておりますので、これを許します。河野国務大臣。

○河野国務大臣 ただいま御決議になりました趣旨につきましては、いずれも最も適切なことでございまして、私もいたしましても、十分御決議の趣旨を体しまして、遺憾なきを期したいと存じます。

○丹羽委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました三法案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丹羽委員長 御異議なしと認め、さ

くや決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○丹羽委員長 次会は、来たる十七日水曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会いたします。

なお、十六日火曜日午後一時から、道路法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会と連合審査会を開会いたしますから、この際お知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十六分散会